

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成9年度鳥取県一般会計補正予算

平成9年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,243,526千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ438,245,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

告 示

鳥取県告示第二百八十七号

平成十年二月定例県議会で三月十一日議決された平成九年度鳥取県一般会計補正予算、平成九年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県環境港水産施設事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成九年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、平成九年度鳥取県営埋立事業会計補正予算及び平成九年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税	1 県 民 税	55,812,414	428,756	56,241,170
		14,459,242	472,471	14,931,713
		15,325,821	1,101,155	16,426,976
		2,309,062	649,524	1,659,538
		2,416,474	206,430	2,622,904
		1,093,364	6,403	1,086,961
		381,840	18,026	399,866
		846,838	41,795	805,043
		7,750,478	56,867	7,693,611
		1,334	134	1,200
		14,140	226	14,366
		2,911,977	318,305	2,593,672
		8,291,751	296,870	7,994,881
		10,005	187	10,192
88	159	247		
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	4,015,158	△ 1,151,839	2,863,319
		4,015,158	△ 1,151,839	2,863,319

4 地方交付税	1 地方交付税	141,228,261	4,020,552	145,248,813
		5,285,236	94,039	5,359,275
6 分担金及び負担金	1 分 担 金	469,917	28,953	498,870
		4,795,319	65,086	4,860,405
7 使用料及び手数料	1 使 用 料	6,082,096	△ 179,615	5,902,481
		4,844,292	△ 132,217	4,712,075
8 国庫支出金	2 手 数 料	1,237,804	△ 47,398	1,190,406
		89,797,768	△ 2,863,916	86,933,852
9 財 産 収 入	1 国 庫 負 担 金	26,093,930	△ 1,852,653	24,241,277
		62,711,871	△ 1,032,671	61,679,200
10 寄 附 金	2 国 庫 補 助 金	991,967	21,408	1,013,375
		1,164,675	37,653	1,202,328
11 繰 入 金	1 財 産 運 用 収 入	875,317	△ 1,462	873,855
		289,358	39,115	328,473
1 特別会計繰入金	2 財 産 売 払 収 入	12,659	51	12,710
		22,487,907	△ 13,304,534	9,183,373
1 特別会計繰入金	1 寄 附 金	12,659	51	12,710
		355,604	26,355	381,959

13 諸 入	2 基金繰入金	22,132,303	△13,330,889	8,801,414	
	1 延滞金、加算金及び過料	56,040,605	△4,460,673	51,579,932	
	2 県預金利息	111,125	22,218	133,343	
	3 公営企業貸付金元利収入	170,470	32,411	202,881	
	4 貸付金元利収入	2,046,977	△80,000	1,966,977	
	5 受託事業収入	44,698,758	△4,176,254	40,522,504	
	6 収益事業収入	2,041,346	△287,496	1,753,850	
	8 雑入	1,745,933	△19,254	1,726,679	
	14 県債	5,212,517	47,702	5,260,219	
	1 県債	69,389,000	△864,000	68,525,000	
	歳入合計	69,389,000	△864,000	68,525,000	
	歳入合計	456,489,301	△18,243,526	438,245,775	
	歳 出				
	2 総 務 費	1 議 会 費	補正前の額 千円 1,146,783	補 正 額 千円 △53,476	計 千円 1,093,307
1 議 会 費		1,146,783	△53,476	1,093,307	
1 議 会 費		25,717,567	△1,132,388	24,585,179	
1 総務管理費		14,597,816	△201,922	14,395,894	
2 企画費		4,781,528	△653,833	4,127,695	
3 徴 税 費		2,218,842	18,317	2,237,159	
4 市町村振興費		838,271	△49,923	788,348	
5 選挙費		39,722	△765	38,957	
6 防 災 費		2,570,463	△240,418	2,330,045	
7 統計調査費		396,878	△9,142	387,736	
8 人事委員会費		133,000	△1,935	131,065	
9 監査委員費		141,047	7,233	148,280	
3 民 生 費		31,580,580	△929,954	30,650,626	
1 社会福祉費		19,823,493	△1,012,590	18,810,903	
2 児童福祉費	10,014,068	△788	10,013,280		
3 生活保護費	1,740,575	83,128	1,823,703		
4 災害救助費	2,444	296	2,740		
4 衛 生 費	14,310,457	△583,765	13,726,692		
1 公衆衛生費	3,125,873	△84,359	3,041,514		
2 環境衛生費	3,045,500	△198,889	2,846,611		
3 保健所費	1,783,722	9,724	1,793,446		
4 医薬費	6,355,362	△310,241	6,045,121		
5 労 働 費	1,252,286	△62,230	1,190,056		
1 労 政 費	473,320	△6,458	466,862		

6 農 林 水 産 業 費	2 職 業 訓 練 費	652,635	△	55,772	596,863
	1 農 業 費	76,329,439	△	2,045,082	74,284,357
	2 畜 産 業 費	23,309,827	△	2,369,913	20,939,914
	3 農 地 費	3,568,433	△	107,321	3,461,112
	3 農 地 費	26,262,338	1,002,321		27,264,659
7 商 工 費	4 林 業 費	16,252,957	△	478,738	15,774,219
	5 水 産 業 費	6,935,884	△	91,431	6,844,453
		68,583,389	△	5,929,432	62,653,957
	1 商 業 費	38,904,841	△	4,773,017	34,131,824
	2 工 鉱 業 費	28,348,962	△	1,099,057	27,249,905
8 土 木 費	3 観 光 費	1,329,586	△	57,358	1,272,228
		95,592,042	△	1,922,356	93,669,686
	1 土 木 管 理 費	1,273,689	△	103,782	1,169,907
	2 道 路 橋 りょう 費	53,316,287	△	898,011	52,418,276
	3 河 川 海 岸 費	19,383,689	△	114,310	19,269,379
	4 港 湾 費	4,340,502		85,059	4,425,561
9 警 察 費	5 都 市 計 画 費	11,631,255	△	219,039	11,412,216
	6 住 宅 費	5,646,620	△	672,273	4,974,347
		17,698,049	△	93,680	17,604,369
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	15,768,807	△	119,484	15,649,323
	2 警 察 活 動 費	1,929,242		25,804	1,955,046
		71,243,910	△	998,811	70,245,099
	1 教 育 総 務 費	4,387,623	△	237,074	4,150,549
	2 小 学 校 費	24,841,785	△	228,099	24,613,686
	3 中 学 校 費	13,431,994		32,492	13,464,486
	4 高 等 学 校 費	19,002,180	△	602,009	18,400,171
	5 特 殊 学 校 費	5,161,675	△	64,158	5,097,517
	6 社 会 教 育 費	2,848,523		160,919	3,009,442
	7 保 健 体 育 費	1,570,130	△	60,882	1,509,248
		8,363,927	△	2,432,800	5,931,127
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,196,009	△	904,600	2,291,409
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,167,918	△	1,528,200	3,639,718
12 公 債 費		37,108,483	△	733,960	36,374,523
	1 公 債 費	37,108,483	△	733,960	36,374,523
		7,412,389	△	1,325,592	6,086,797
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	1,915,822	△	517,813	1,398,009
13 諸 支 出 金	3 利 子 割 交 付 金	791,477		44,264	835,741
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,012,257	△	577,205	1,435,052

歳 出	5	ゴルフ場利用税金 交付金	267,409	13,313	280,722
	6	特別地方消費税 交付金	423,419	△ 48,471	374,948
	7	自動車取得税交付金	1,945,201	△ 237,061	1,708,140
	8	利子割清算金	6,804	△ 2,619	4,185
合 計		456,489,301	△18,243,526	438,245,775	

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			総 額 千円	年 度 年割額	総 額 千円	年 度 年割額
4 衛生費	2 環境衛生費	自然ふれあい館 整備費	2,988,327	6 10,000	2,971,527	6 10,000
			7 79,500	7 79,500		
			8 543,438	8 543,438		
			9 855,351	9 823,859		
			10 1,500,038	10 1,514,730		
			7 958,134	7 958,134		
			8 2,815,794	8 2,815,794		
			9 780,019	9 607,637		
			4,553,947	4,381,565		
			6 農林水産業費	1 農業費	ふれあい農業 学園整備事業費	7 780,019
7 商工費	2 工業費	米子コンベン ションセンター 建設推進事業費	15,053,500	7 1,973,600	14,906,257	7 1,973,600
			8 1,464,300	8 1,464,300		
			9 11,615,600	9 11,468,357		

8 土木費	4 港湾費	みなとさかい 交流館建設費	3,009,900	7 609,000	2,985,122	7 609,000
			8 1,920,000	8 1,920,000		
			9 480,900	9 456,122		
			653,879	8 269,970	652,580	8 269,970
			9 383,909	9 382,610		
			4,657,135	7 337,994	4,623,680	7 337,994
			8 2,773,351	8 2,773,351		
			9 1,545,790	9 1,512,335		

10 教育費	5 特殊学校費	白兎養護学校 整備費	599,000	8 331,086	536,239	8 331,086
			9 267,914	9 205,153		
			351,300	8 277,901	319,584	8 277,901
			9 73,399	9 41,683		
			640,700	8 402,012	588,682	8 402,012
			9 238,688	9 186,670		

第3表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額 千円
3 民生費	1 社会福祉費	同 和 対 策 事 業 費	30,767
		施 設 福 祉 推 進 費	84,534

4 衛生費	2 環境衛生費	2 児童福祉費	喜多原学園寮舎等費	156,450				
		2 児童福祉費	皆成学園整備事業費	14,066				
6 農林水産業費	1 農業費	2 畜産業費	公園等施設整備事業費	44,300				
			4 医薬業費	大槇原駐車場整備事業費	78,297			
			4 医薬業費	氷ノ山自然ふれあいの整備事業費	250,765			
			4 医薬業費	地域医療対策費	28,059			
			4 医薬業費	セラパーク整備備費	548,000			
			4 医薬業費	農業構造改善事業費	467,791			
			4 医薬業費	ふれあいの牧場整備費	65,772			
			4 医薬業費	公共牧場整備事業費	41,406			
			4 医薬業費	県営基幹水利施設補修事業費	6,538			
			4 医薬業費	県営水田営農活性化排水対策特別事業費	151,438			
3 農地費	1 農業費	2 畜産業費	県営畑地帯総合整備事業費	131,300				
			4 医薬業費	県営ほ場整備事業費	446,066			
			4 医薬業費	県営土地改良総合整備事業費	295,396			
			4 医薬業費	揮発油税財源身替費	32,630			
			4 医薬業費	広域営農団地農道整備備費	201,876			
			4 医薬業費	県営一般農道整備事業費	40,850			
			4 医薬業費	団体営かんがい排水事業費	12,124			
			4 衛生費	2 環境衛生費	2 畜産業費	団体営ほ場整備事業費	11,098	
						4 医薬業費	団体営農道整備事業費	9,886
						4 医薬業費	県単土地改良事業費	36,674
4 医薬業費	国営かんがい排水受託事業費	4,642						
4 医薬業費	ふるさと農道緊急整備事業費	521,551						
4 医薬業費	県営中山間地域総合整備備費	559,236						
4 医薬業費	県営農業集落排水事業費	55,274						
4 医薬業費	農村総合整備事業費	36,270						
4 医薬業費	集落地域整備事業費	14,905						
4 医薬業費	農村活性化住環境整備事業費	3,510						
4 林業費	2 畜産業費	2 畜産業費	中山間地域総合整備事業費	29,390				
			4 医薬業費	農業集落排水事業費	371,040			
			4 医薬業費	市町村受託事業費	2,470			
			4 医薬業費	県営地すべり対策事業費	9,796			
			4 医薬業費	県営農業用河川工作物応急対策事業費	35,150			
			4 医薬業費	林業構造改善事業費	7,310			
			4 医薬業費	とっとり出合いの森整備推進事業費	119,000			
			4 医薬業費	造林事業費	13,081			
			4 医薬業費	林道開設事業費	103,854			

8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	林業地域総合整備事業費	79,153
		緊急整備事業費	653,649
		一般治山事業費	259,642
		漁港改修事業費	10,800
		漁業集落環境整備事業費	4,950
		漁港関係事業助成費	6,465
		日本電信電話等受託事業費	6,284
		舗装新設事業費	32,150
		単県道路改良事業費	15,200
		地方特定道路整備事業費	1,654,600
3 河 川 海 岸 費	5 水 産 業 費	防災幹線道路整備事業費	31,000
		河川局部改良事業費	19,479
		河川環境整備事業費	39,420
		河川修繕費	133,020
		救急内水対策事業費	9,350
		治水緑地事業費	7,100
		河川災害関連事業費	48,940
		通常砂防事業費	645,394
		火山砂防事業費	74,680
		4 港 湾 費	5 都 市 計 画 費
急傾斜地崩壊対策事業費	92,160		
雪崩対策事業費	84,520		
災害関連緊急砂防事業費	128,235		
治水ダム建設事業費	39,120		
市町村受託事業費	1,149		
海岸堤防修築事業費	24,300		
空港整備調査費	7,040		
鳥取空港整備関連事業費	29,333		
街路事業費	213,500		
5 都 市 計 画 費	5 都 市 計 画 費	単県街路事業費	8,000
		緊急地方道路整備事業費	264,000
		地方特定道路整備事業費	144,000
		広域公園整備事業費	80,100
		総合運動公園整備事業費	54,000
		都市公園維持費	18,270
		公共下水道過疎代行事業費	13,640
		市町村受託事業費	1,820
		都市改造事業費	7,000

6 住宅	費	公営住宅建設事業費	250
		公営住宅建設事業費	9,372
9 警察	費	警察管理費	4,913
		交通安全施設整備費	114,200
10 教育	費	高等学校整備費	592,661
		高等学 校整備費	317,028
11 災害復旧費	費	8 年耕地災害復旧費	901
		9 年耕地災害復旧費	41,492
1 農林水産復旧施設費	費	9 年林道施設災害復旧費	204,937
		9 年治山施設災害復旧費	274,251
2 土木施設災害復旧費	費	8 年治山施設災害復旧費	54,285
		9 年建設災害復旧費	444,000
計	費	9 年都市災害復旧費	59,360
		計	12,266,589

4 港湾	費	積雪寒冷対策道路事業費	16,000	46,800
		緊急地方道路整備事業費	126,000	268,400
3 河川海岸	費	道路改良事業費	384,780	1,428,930
		緊急地方道路整備事業費	48,200	1,171,000
計	費	ふるさとづくり事業費	63,500	786,700
		橋りょう整備事業費	69,600	474,800
計	費	緊急地方道路整備事業費	464,000	544,000
		河川改良事業費	55,600	507,500
計	費	港湾修築事業費	57,000	93,000
		計	1,405,920	5,649,970

第4表 債務負担行為補正追加

事項	項目	期 間	限 度	額
畜産	振興費	平成10年度		135,288
	改良費	平成10年度		2,292,070
林道	費	平成10年度		269,700
治山	費	平成10年度		200,000
沿岸漁場	整備開港費	平成10年度		88,748
漁港	建設費	平成10年度		454,665

道路維持費	平成10年度	60,000
道路新設改良費	平成10年度	1,120,000
橋りょう新設改良費	平成10年度	100,000
河川改良費	平成10年度	748,000
砂防費	平成10年度	507,800
ダム事業業費	平成10年度	100,000
海岸保全費	平成10年度	108,000
港湾建設費	平成10年度	160,000

第5表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
財産管理費	45,000		39,000	
消防指導費	280,000		548,000	
児童福祉総務費	58,000		61,000	
環境保全費	1,035,000		951,000	
農業総務費	7,247,000		6,235,000	
土地改良費	5,877,000		5,979,000	
農地防災事業費	83,000		81,000	
林業振興指導費	1,452,000		1,282,000	

沿岸漁場整備開発費	498,000	495,000
金融対策費	2,897,000	1,738,000
工営業総務費	6,412,000	7,081,000
中小企業振興費	464,000	432,000
観光費	176,000	107,000
建築指導費	7,000	6,000
道路橋りょう総務費	171,000	578,000
道路維持費	529,000	821,000
道路新設改良費	12,832,000	12,587,000
橋りょう維持費	765,000	729,000
橋りょう新設改良費	751,000	863,000
河川総務費	189,000	233,000
河川改良費	2,236,000	2,166,000
砂防費	3,595,000	3,682,000
港湾管理費	272,000	225,000
港湾建設費	646,000	654,000
境港管理組合費	34,000	0
街路事業費	2,337,000	2,339,000
公園費	907,000	842,000

下水道費	279,000			275,000		
盲聾学校費	28,000			29,000		
養護学校費	74,000			65,000		
体育施設費	92,000			88,000		
治山復旧施設費	249,000			116,000		
治山復旧施設等費	395,000			204,000		
災害関連事業費	9,000			8,000		
漁業用復旧施設費	84,000			0		
漁港復旧施設費	1,412,000			898,000		
建設災害復旧費	57,000			0		
港湾災害復旧費	10,000			0		
空港災害復旧費	87,000			82,000		
都市災害復旧費	4,982,000			4,938,000		
直轄道路事業費	883,000			859,000		
直轄河川事業費	85,000			106,000		
直轄海岸事業費	253,000			245,000		
直轄砂防事業費	99,000			105,000		
直轄ダム事業費	84,000			370,000		
直轄災害復旧費	2,411,000			2,882,000		
臨時税収補てん債						

児童福祉施設費	0				166,000		証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。県財政その他都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長し、あるいは償し、あるいは償還期間中であつても償還年限を短縮し、又は繰上償還を行うい、若しくは借換えすることができるものとする。
畜産振興費	0				313,000		同上	同上	同上
林道復旧施設費	0				1,000		同上	同上	同上
計	69,389,000				68,525,000				

平成9年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円	千円	千円
		1,287,264	△ 54,700	1,232,564
	3 集中管理事業収入	490,648	△ 54,700	435,948
歳 入	合 計	1,294,179	△ 54,700	1,239,479

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円	千円	千円
		1,294,179	△ 54,700	1,239,479
	3 集中管理事業費	490,648	△ 54,700	435,948
歳 出	合 計	1,294,179	△ 54,700	1,239,479

平成9年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ537,228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,602,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円	千円	千円
		32,675	△ 32,675	0
1 国庫補助金		32,675	△ 32,675	0
	1 国庫補助金	32,675	△ 32,675	0
2 繰入金		237,657	△ 130,068	107,589
	1 一般会計繰入金	237,657	△ 130,068	107,589
3 繰越金		142,597	304,078	446,675
	1 繰越金	142,597	304,078	446,675
4 諸収入		1,349,752	△ 492,030	857,722
	2 貸付金元利収入	1,349,752	△ 492,030	857,722
5 県債		377,171	△ 186,533	190,638
	1 県債	377,171	△ 186,533	190,638
歳 入	合 計	2,139,852	△ 537,228	1,602,624

歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計
1	中小企業近代化 資金貸付事業費		千円 2,139,852	△ 537,228	千円 1,602,624
	1	中小企業近代化 資金貸付事業費	2,139,852	△ 537,228	1,602,624
歳 出		合 計	2,139,852	△ 537,228	1,602,624

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後		
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 額	補 正 後
中小企業高度化 資金貸付金	千円 377,171		千円 190,638		
計	377,171		190,638		

平成9年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135,887千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
1	国庫支出金		千円 142,061	△ 112,261	千円 29,800
	1	国庫貸付金	142,061	△ 112,261	29,800
2		繰 入 金	81,060	△ 59,308	21,752
3		繰 越 金	39,996	114,955	154,951
4		諸 収 入	195,446	△ 79,273	116,173
1		貸付金元利収入	195,441	△ 80,750	114,691
2		県 預 金 利 子	3	1,154	1,157
3		雑 入	2	323	325
歳 入		合 計	458,563	△ 135,887	322,676

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	農業改良資金 貸付事業費	千円 458,563	△ 135,887	千円 322,676
	1	農業改良資金 貸付事業費	458,563	△ 135,887
歳 出		合 計	△ 135,887	322,676

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
農業改良資金貸付	千円 110,261	%	千円 0	%
農地保有合理化促進対策資金貸付金	2,000		0	
計	142,061		29,800	

平成9年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,276千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,078千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 21,354	千円 42,370	千円 63,724
	1 繰越金	21,354	42,370	63,724
4 諸収入		78,646	78,646	0
	1 貸付金元利収入	78,644	78,644	0

歳入	県預金		雑入	合計
	子	入		
合計	1	1	1	0
	3	△	1	0
合計	105,354	△	36,276	69,078

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付事業費		千円 105,354	千円 △ 36,276	千円 69,078
	1 林業改善資金貸付	105,354	△ 36,276	69,078
合計	合計	105,354	△ 36,276	69,078

平成9年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,635千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ409,481千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1	国庫支出金		23,296	16,939	40,235
		1 国庫補助金	23,296	16,939	40,235
2	財産収入		7,872	7,301	15,173
		1 財産売却収入	7,725	7,251	14,976
		2 財産運用収入	147	50	197
3	繰入金		294,829	69,616	225,213
		1 一般会計繰入金	294,829	69,616	225,213
4	繰越金		1	11,333	11,334
		1 繰越金	1	11,333	11,334
5	諸収入		54,118	16,408	70,526
		2 雑収入	54,015	16,408	70,423
6	債		39,000	8,000	47,000
		1 県債	39,000	8,000	47,000
	歳 入	合 計	419,116	9,635	409,481
歳 出					
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1	県営林事業費		315,596	9,458	306,138

公 債 費	職 員 費	保 育 事 業 費	処 分 事 業 費	管 理 事 業 費	補 正	
					△	7,375
	130,822	155,401	5,203	24,070	△	123,447
					2,350	153,051
					1,960	3,243
					2,227	26,297
2 公債費	103,520	103,520	103,520	103,343	△	103,343
					177	
1 公債費	103,520	103,520	103,343	103,343	△	103,343
					177	
歳 出	合 計	419,116	△	9,635		409,481

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
起債の目的	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県営林事業費	千円 39,000	%	千円 47,000	%
計	39,000	△	47,000	△

平成9年度鳥取県県境港水産施設事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の県境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,243千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ635,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1	使用料及び手数料	1 使 用 料	217,211	△ 36,974	180,237
			千円	千円	千円
2	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	402,949	20,774	423,723
			千円	千円	千円
3	繰 越 金	1 繰 越 金	1	692	693
			千円	千円	千円
4	諸 収 入	1 雑 入	30,565	265	30,830
			千円	千円	千円
歳 入	合 計		650,726	△ 15,243	635,483
歳 出					
1	事 業 費	1 事 業 費	524,650	△ 15,290	509,360
			千円	千円	千円
2	公 債 費	1 公 債 費	126,076	47	126,123
			千円	千円	千円
歳 出	合 計		650,726	△ 15,243	635,483

平成9年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1	国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	13,340	△ 13,340	0
			千円	千円	千円
2	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,300	△ 6,619	1,681
			千円	千円	千円
3	繰 越 金	1 繰 越 金	1	51,875	51,876
			千円	千円	千円
4	諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	79,988	△ 31,864	48,124
			千円	千円	千円
歳 入	合 計		101,631	52	101,683

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円	千円	千円
		101,631	52	101,683
	沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,631	52	101,683
歳出	合計	101,631	52	101,683

平成9年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,580,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
1 分担金及び負担金	負担金	950,460	27,130	977,590
	1 負担金	950,460	27,130	977,590
4 繰入金	繰入金	335,613	5,772	329,841
	1 一般会計繰入金	335,613	5,772	329,841
5 繰越金	繰越金	1	4,429	4,430
	1 繰越金	1	4,429	4,430
6 雑収入	雑収入	23,365	1,343	24,708
	1 雑収入	23,365	1,343	24,708
7 県債	県債	277,000	17,000	260,000
	1 県債	277,000	17,000	260,000
歳入	合計	2,570,442	10,130	2,580,572

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 流域下水道事業費		2,311,072	13,802	2,324,874
	流域下水道事業費	1,690,486	38,200	1,652,286
	1 流域下水道事業費	620,586	52,002	672,588
2 公債費		259,370	3,672	255,698
	公債費	259,370	3,672	255,698

歳 出	1 公 債		2,580,572
	合 計	△	
	2,570,442	10,130	
			259,698

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	1	流域下水道建設事業費	82,400
		計	82,400

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業費	平成10年度	187,200

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
流域下水道事業費	277,000		260,000	
計	277,000		260,000	

平成9年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,920千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)
第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	191,410	△ 171,589	19,821
	2 財 産 売 払 収 入	20	5,322	5,342
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	191,390	△ 176,911	14,479
		30,000	155,561	185,561
4 繰 越 金	1 繰 越 金	30,000	155,561	185,561
		1	4,519	4,520
5 諸 収 入	1 雑 収 入	1	5,589	5,590
		1	5,589	5,590
6 県 債	1 県 債	191,000	△ 43,000	148,000
		191,000	43,000	148,000
歳 入 合 計		432,580	△ 48,920	383,660

歳 出 款	項	補正前の額		補 正 額		計
		千円	△	千円	△	
1 事 業 費	1 事 業 費	432,580	△	48,920		383,660
	合 計	432,580	△	48,920		383,660

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前	補 正 後	
		補 正 額	補 正 率
限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業費	千円 191,000	千円 148,000	%
計	191,000	148,000	

平成9年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成9年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,291千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 款	項	補正前の額		補 正 額		計
		千円	△	千円	△	
1 国 庫 支 出 金		17,000		14,306		31,306

歳 出 款	項	補正前の額		補 正 額		計
		千円	△	千円	△	
1 国 庫 委 託 金		17,000		14,306		31,306
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	18,022	△	7,608		10,414
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	251,986	△	22,133		229,853
4 諸 収 入	1 雑 入	2,417		144		2,561
	合 計	289,425	△	15,291		274,134

歳 出 款	項	補正前の額		補 正 額		計
		千円	△	千円	△	
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	289,425	△	15,291		274,134
	合 計	289,425	△	15,291		274,134

平成9年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成9年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量の補正)

第2条 平成9年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 境港外港内地区埋立地売却面積	8.0ヘクタール	△6.9ヘクタール	1.1ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	収	入	
第1項 営業収益	2,164,885千円	△1,750,803千円	414,082千円
第1項 営業収益	2,020,774千円	△1,750,803千円	269,971千円
第1項 埋立事業費用	支	出	
第1款 埋立事業費用	1,746,717千円	△1,360,233千円	386,484千円
第1項 営業費用	1,746,707千円	△1,360,233千円	386,474千円
(資本的支出の補正)			

第4条 予算第4条本文かつこ書を「資本的支出額1,828,099千円は過年度分損益勘定留保資金1,824,356千円及び当年度分消費税資本的収支調整額3,743千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	支	出	
第1項 建設改良費	1,273,460千円	554,639千円	1,828,099千円
平成9年度鳥取県営病院事業会計補正予算	1,273,460千円	554,639千円	1,828,099千円

(総 則)

第1条 平成9年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成9年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	収	入	
第1款 病院事業収益	14,770,591千円	△18,999千円	14,751,592千円

第2項 医業外収益 2,042,500千円 △21,250千円 2,021,250千円

第3項 特別利益 1,713千円 2,251千円 3,964千円

第1款 病院事業費用 支 出

第1項 医業費用 15,530,306千円 110,809千円 15,641,115千円

第1項 医業費用 15,001,841千円 100,227千円 15,102,068千円

第2項 医業外費用 512,982千円 △27,927千円 485,055千円

第3項 特別損失 15,483千円 38,509千円 53,992千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入 収 入

第1項 出 資 金 3,210,374千円 △165,736千円 3,044,638千円

第2項 他会計からの借入金 940,067千円 △4,211千円 935,856千円

第3項 企業債 1,940,307千円 △91,525千円 1,848,782千円

第3項 企業債 330,000千円 △70,000千円 260,000千円

第1款 資本的支出 支 出

第1項 建設改良費 3,007,906千円 △74,211千円 2,933,695千円

第1項 建設改良費 471,442千円 △74,211千円 397,231千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「330,000千円」を「260,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,685,542千円	61,378千円	7,746,920千円

鳥取県告示第二百八十八号

平成十年二月定例県議会で三月十八日議決された平成十年鳥取県一般会計予算、平成十年鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成十年鳥取県収入証紙特別会計予算、平成十年鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成十年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成十年鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成十年鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、平成十年鳥取県営林事業特別会計予算、平成十年鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、平成十年鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成十年鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成十年鳥取県立学校農業実習特別会計予算、平成十年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、平成十年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、平成十年鳥取県営電気事業会計予算、平成十年鳥取県管工業用水道事業会計予算、平成十年鳥取県管埋立事業会計予算及び平成十年鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成10年度鳥取県一般会計予算

平成10年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ440,230,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費

の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	金 額	金 額
1 県 税		59,280,706	
	1 県 民 税	14,214,974	
	2 事 業 税	15,328,498	
	3 地 方 消 費 税	6,616,827	
	4 不 動 産 取 得 税	2,467,914	
5 県 た ば こ 税		1,005,278	

2 地方消費税清算金	6	ゴルフ場利用税	396,618	
	7	特別地方消費税	772,262	
	8	自動車税	7,919,664	
	9	敏 区 税	1,195	
	10	狩猟者登録税	14,158	
	11	自動車取得税	2,604,580	
	12	軽油引取税	7,928,668	
	13	入 猟 税	10,031	
	14	旧法による税	39	
			13,832,169	
	3 地方譲与税	1	地方消費税清算金	13,832,169
		1	地方道路譲与税	1,270,702
		2	石油ガク譲与税	143,546
	4 地方交付税	3	航空機燃料譲与税	7,850
1		地方交付税	144,539,000	
5 交通安全対策特別交付金	1	地方交付税	144,539,000	
	1	交通安全対策特別交付金	270,000	
6 分担金及び負担金	1	交通安全対策特別交付金	270,000	
			5,254,449	
7 使用料及び手数料	1	分 担 金	357,542	
	2	負 担 金	4,896,907	
	1	使 用 料	5,657,942	
	2	手 数 料	4,590,479	
	1	使 用 料	1,067,463	
	2	手 数 料	1,067,463	
	8	国庫支出金	83,273,221	
	1	国庫負担金	24,771,059	
	2	国庫補助金	57,008,043	
	3	委 託 金	1,494,119	
	9	財産収入	1,132,297	
	1	財産運用収入	815,405	
	2	財産売却収入	316,892	
10 寄附金	1	寄 附 金	1,337,125	
	1	寄 附 金	1,337,125	
	2	財 産 運 用 収 入	1,337,125	
11 繰入金	1	特別会計繰入金	15,287,112	
	2	基金繰入金	322,383	
12 繰越金	1	特別会計繰入金	14,964,729	
	2	基金繰入金	100,000	
13 諸収入	1	繰越金	100,000	
			55,543,881	

14 県	債	1 延滞金、加算金及び過料	129,356	
		2 県 預 金 利 子	151,207	
		3 公営企業貸付金元利収入	2,180,768	
		4 貸付金元利収入	45,415,246	
		5 受託事業収入	888,028	
		6 収益事業収入	1,713,144	
		7 利子割清算金収入	12,233	
		8 雑 入	5,053,899	
14 県	債		53,300,000	
		1 県	債	53,300,000
	歳 入	合 計	440,230,000	
歳 出	款	1 議 会 費	1,174,234	
		2 総 務 費	27,667,283	
		3 農 業 費	65,704,100	
		4 林 業 費	126,740	
5 水 産 業 費	149,767			
6 民 生 費	34,884,159			
7 社 会 福 祉 費	21,755,724			
8 児 童 福 祉 費	11,369,257			
9 生 活 保 護 費	1,756,846			
10 災 害 救 助 費	2,332			
11 公 衆 衛 生 費	3,214,139			
12 環 境 衛 生 費	3,193,318			
13 保 健 所 費	1,771,477			
14 医 業 費	6,154,564			
15 勞 働 政 策 費	467,290			
16 職 業 訓 練 費	677,274			
17 勞 働 委 員 会 費	126,740			
18 農 林 水 産 業 費	65,704,100			
19 選 挙 費	711,611			
20 防 災 費	622,396			
21 統 計 調 査 費	405,352			
22 人 事 委 員 会 費	135,310			
23 監 査 委 員 会 費	149,767			
24 社 会 福 祉 費	34,884,159			
25 児 童 福 祉 費	11,369,257			
26 生 活 保 護 費	1,756,846			
27 災 害 救 助 費	2,332			
28 公 衆 衛 生 費	3,214,139			
29 環 境 衛 生 費	3,193,318			
30 保 健 所 費	1,771,477			
31 医 業 費	6,154,564			
32 勞 働 政 策 費	467,290			
33 職 業 訓 練 費	677,274			
34 勞 働 委 員 会 費	126,740			
35 農 林 水 産 業 費	65,704,100			

7 商 工 費	1 農 業 費	18,791,120	11 災 害 復 旧 費	1 教 育 総 務 費	4,028,842
	2 畜 産 業 費	2,761,027		2 小 学 校 費	24,986,815
	3 農 地 費	23,098,834		3 中 学 校 費	13,697,415
	4 林 業 費	14,712,222		4 高 等 学 校 費	17,708,234
	5 水 産 業 費	6,340,897		5 特 殊 学 校 費	5,805,897
				6 社 会 教 育 費	2,710,384
8 土 木 費	1 商 業 費	37,808,585	7 保 健 体 育 費	2,910,244	
	2 工 敏 業 費	12,971,383			
	3 観 光 費	1,327,412	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,046,508	
9 警 察 費		89,829,640	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,823,463	
	1 土 木 管 理 費	1,060,427			
	2 道 路 橋 り ゃ う 費	51,762,453	12 公 債 費	41,679,323	
	3 河 川 海 岸 費	17,671,944			
	4 港 湾 費	3,322,793	13 諸 支 出 金	16,355,711	
	5 都 市 計 画 費	10,999,841	1 公 营 企 業 支 出 金	50,000	
10 教 育 費	6 住 宅 費	5,012,182	2 地 方 消 費 税 清 算 金	6,396,008	
	1 警 察 管 理 費	16,405,383	3 利 子 割 交 付 金	564,619	
	2 警 察 活 動 費	1,950,183	4 地 方 消 費 税 交 付 金	6,921,786	
		18,355,566	5 コールアップ場利用税交付金	277,633	
		71,847,831	6 特別地方消費税交付金	386,131	
			7 自動車取得税交付金	1,755,077	

14 子 備 費	8 利 子 割 清 算 金	4,457
	1 子 備 費	150,000
出 合 計		440,230,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
2 総務費	1 総務管理費	東部総合事務所(仮称)整備事業費	4,636,000	10	119,000
				11	2,334,400
		西部総合事務所耐震改修整備事業費	146,000	10	58,400
				11	87,600
3 民生費	2 児童福祉費	こどもの国整備事業費	1,524,668	10	798,338
				11	726,330
9 警察費	1 警察管理費	科学捜査研究所別棟建設費	477,528	10	165,966
				11	311,562
				10	78,220
10 教育費	4 高等学校費	鳥取東高等学校整備費	726,398	10	182,604
				11	648,178
		倉吉東高等学校整備費	621,044	10	438,440
				11	182,604
		米子高等学校整備費	744,285	10	45,149

第3表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度	額
7 保健体育費	県立武道館(仮称)建設費	5,403,972	千円 1,616,900
			2,702,037
			1,085,035
専修学校等奨学資金貸付金	平成11年度から平成13年度まで		千円 23,688
福祉人材研修施設敷地造成工事	平成11年度		9,000
介護福祉士等修学資金貸付金	平成11年度		3,456
看護学生等修学資金貸付金	平成11年度から平成13年度まで		52,848
衛生環境研究所(仮称)基本・実施設計委託	平成11年度		77,321
財団法人鳥取県環境管理事業センター安全対策費等貸付金	平成11年度		90,946
財団法人鳥取県環境管理事業センター安全確認調査費等貸付金	平成11年度		77,313
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成10年度から平成22年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額850,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額	
創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成10年度から平成22年度まで	特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を	

新産業創造支援資金貸付事業に関する損失補償	平成10年度から平成24年度まで	新産業創造支援資金500,000千円について、鳥取県信用保証協会が保証債務を履行したことにより受けた損失に対し、財団法人鳥取県工業技術振興協会がその2分の1以内の金額を限度として損失補償した金額	
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成10年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本5,49,893千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかつた元利金合計額(遅延損害金を含む。)に相当する金額	
農業近代化資金等利子補助	平成11年度から平成35年度まで	569,310	
やゝる気農業バンクアツテ資金利子補助	平成11年度から平成30年度まで	6,071	
農業経営基盤強化資金利子補助	平成11年度から平成35年度まで	21,675	
農家負担軽減支援特別資金利子補助	平成11年度から平成25年度まで	61,840	
自作農維持資金利子補助	平成11年度から平成30年度まで	1,195	
中山間地域経営改善・安定資金利子補助	平成11年度から平成17年度まで	1,842	
果樹災害対策利子補助	平成11年度	1,338	
水田営農体制強化事業補助	平成11年度	108,868	
預託用肥育素牛導入資金利子補助	平成11年度から平成12年度まで	33,600	
担い手育成支援事業補助	平成11年度から平成27年度まで	124,691	
広域営農団地農道整備事業東伯中央地区(新法万橋)上部工工事	平成11年度	123,000	
県営農業用河川工作物心急対策事業秋里地区(頭音工)工事	平成11年度	201,500	
農業集落排水施設整備受託事業費	平成11年度	106,000	
乾しいたけ価格安定対策事業補助	平成10年度	32,767	
森林整備活性化利子補助事業補助	平成11年度から平成39年度まで	84,777	
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	平成10年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本759,738千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額	
漁業近代化資金利子補助	平成11年度から平成29年度まで	89,750	
漁業経営維持安定資金利子補助	平成11年度から平成20年度まで	28,172	
漁業経営再建資金利子補助	平成11年度から平成20年度まで	4,935	
漁業経営安定資金利子補助	平成11年度から平成12年度まで	2,046	
資源管理型漁業経営安定資金利子補助	平成11年度から平成22年度まで	9,800	
平成2年度先行取得に係る一般国道53号河原道路用地先行取得事業費	平成10年度から平成12年度まで	117,000	
一般県道奥谷正蓮寺線道路改良工事(正蓮寺高架橋)	平成11年度	220,000	
一般県道由良停車場線地方特定道路整備工事(特殊改良一種工事)(線大橋)	平成11年度	100,294	
主要地方道岸本江府瀬山村ふれあい体験ネットワーク形成事業(袋原1号橋上部工)	平成11年度	90,000	
一般国道29号(津ノ井バイパス)との交差に伴う一般県道奥谷正蓮寺線建設工事に係る建設省負担金	平成11年度	312,000	

鳥取都市計画道路宮下十六本松線外 1道路改良工事(富安橋)	平成11年度	34,500
基幹河川改修事業山白川改良工事	平成11年度	20,000
一般河川改修事業大路川改良事業用 地購入費	平成11年度から 平成14年度まで	400,000
東郷ダム本体建設工事	平成11年度から 平成14年度まで	4,490,000
公営住宅建設事業費	平成11年度	1,248,851
特定優良賃貸住宅供給促進事業利子 補給	平成11年度から 平成15年度まで	53,087
地域優良分譲住宅購入資金利子補給	平成11年度から 平成16年度まで	96,546
地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成11年度から 平成16年度まで	36,804
育英奨学生貸付金	平成11年度から 平成17年度まで	155,448
進学奨励資金貸付金	平成11年度から 平成15年度まで	292,656
県立美術館(仮称)造成実施設計委託	平成11年度	19,735

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	180,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。

計画調査費	同	同上	同上	同	同上
社会福祉総務費	1,384,000	同上	同上	同	同上
児童福祉総務費	110,000	同	同上	同	同上
環境保全費	902,000	同	同上	同	同上
農業総務費	1,238,000	同	同上	同	同上
農業総務費	4,917,000	同	同上	同	同上
農作物対策費	636,000	同	同上	同	同上
農地改良費	636,000	同	同上	同	同上
農地防災事業費	3,586,000	同	同上	同	同上
農地防災事業費	93,000	同	同上	同	同上
林業振興指導費	528,000	同	同上	同	同上
林道費	2,833,000	同	同上	同	同上
治山費	1,288,000	同	同上	同	同上
漁港建設費	1,157,000	同	同上	同	同上
沿岸漁場整備開発費	436,000	同	同上	同	同上
金融対策費	1,700,000	同	同上	同	同上

中小企業振興費	1,510,000	同	上	同上	同	上
観 光 費	69,000	同	上	同上	同	上
道路橋りょう総務費	201,000	同	上	同上	同	上
道路維持費	744,000	同	上	同上	同	上
道路新設改良費	12,160,000	同	上	同上	同	上
橋りょう維持費	846,000	同	上	同上	同	上
橋りょう新設改良費	1,181,000	同	上	同上	同	上
河川総務費	198,000	同	上	同上	同	上
河川改良費	2,105,000	同	上	同上	同	上
砂 防 費	3,209,000	同	上	同上	同	上
海岸保全費	303,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年ずえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行う、若しくはは借換えすることができるものとする。	同	上
港湾建設費	485,000	同	上	同上	同	上
街路事業費	2,446,000	同	上	同上	同	上
公園費	721,000	同	上	同上	同	上

下水道費	174,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設整備費	148,000	同	上	同上	同	上
社会教育総務費	39,000	同	上	同上	同	上
体育施設費	1,209,000	同	上	同上	同	上
林道施設災害復旧費	29,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	122,000	同	上	同上	同	上
治山施設等災害関連事業費	208,000	同	上	同上	同	上
海港施設災害復旧費	84,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	720,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	57,000	同	上	同上	同	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同上	同	上
直轄道路事業費	1,248,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内	借入年度から1年ずえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行う、若しくはは借換えすることができるものとする。	同	上
直轄河川事業費	789,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	92,000	同	上	同上	同	上

直轄砂防事業費	215,000	同	同上	同	同上
直轄ダム事業費	88,000	同	同上	同	同上
直轄港湾事業費	73,000	同	同上	同	同上
直轄災害復旧費	179,000	同	同上	同	同上
平成10年度県民税等減税補てん債	650,000	同	同上	同	同上
計	53,300,000				

平成10年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,256,789千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	754,043
	2 自動車管理事業収入	14,034
	3 集中管理事業収入	482,062
2 繰越金		6,650

歳 入	合 計	金額
		6,650
		1,256,789

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 用品調達事業費	760,692
	2 自動車管理事業費	14,035
	3 集中管理事業費	482,062
歳 出	合 計	1,256,789

平成10年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成10年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,211,943千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	4,179,356
		4,179,356
2 繰越金		32,587

	1 繰 越 金	32,587
歳 入	合 計	4,211,943

歳 出	款	項	金 額	
1 一 般 会 計 繰 出 金		1 一 般 会 計 繰 出 金	千円	
			4,210,943	
			2 諸 支 出 金	1,000
			1 債 権 還 金	1,000
	歳 出	合 計	4,211,943	

平成10年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額	
1 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円	
		4,295	
		4,295	
2 繰 越 金	1 繰 越 金	95,801	
		95,801	
3 諸 収 入		104,689	
		1 県 預 金 利 子	439
		2 貸 付 金 元 利 収 入	103,599
		3 雑 収 入	651
	歳 入	合 計	204,785

歳 出

款	項	金 額	
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	千円	
		204,785	
	歳 出	合 計	204,785

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成11年度から平成14年度まで	千円 114,048

平成10年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,630,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		1 国 庫 補 助 金	千円 4,358
		2 繰 入 金	536,360
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	536,360
		2 貸 付 金 元 利 収 入	1,263,895
4 諸 収 入	1 県 預 金 利 子	1 県 預 金 利 子	163
		2 貸 付 金 元 利 収 入	1,263,895

5 県

債	債	金額
1 県	債	618,280
合 計		2,630,613

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 2,630,613
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,630,613
合 計		2,630,613

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 618,280	中小企業事業団の定める方法による。	4.1%以内	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付規則第5条に定める方法による。
計	618,280			

平成10年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ483,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 貸 付 金		千円 139,557
			139,557
			79,658
			79,658
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		79,658
			78,137
3 繰 越 金	1 繰 越 金		185,851
			185,846
			2
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入		483,203
		2 県 預 金 利 子	
		3 雑 入	
歳 入	合 計		483,203

歳 出	款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		千円 483,203
			483,203

歳 出 合 計	483,203
---------	---------

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 91,217	政府の定める方法による。	無利子 [%]	農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第20条第2項に定める方法による。
農地保有合理化促進対策資金貸付金	2,000	同上	同上	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第34条第2項に定める方法による。
就農支援資金貸付金	34,340	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条第3項に定める方法による。
中高年就農支援資金貸付金	12,000	同上	同上	同上
計	139,557			

平成10年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 国庫支出金	金	1 国庫補助金	2,000
		1 一般会計繰入金	3,283
		1 繰越金	53,621
		4 諸収入	46,379
2 繰入金	金	1 貸付金元利収入	46,377
		2 県預金利子	1
		3 雑収入	1
歳入 合計			105,283
歳出	款	項	金額
		1 林業改善資金貸付事業費	105,283
1 林業改善資金貸付事業費	金	1 林業改善資金貸付事業費	105,283
		歳出 合計	105,283

平成10年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 国庫支出金	金	1 国庫補助金	23,213
		1 財産売却収入	2,275
2 財産収入	金	1 財産売却収入	2,422
		2 財産運用収入	147
3 繰入金	金	1 一般会計繰入金	252,519
		1 繰越金	1
4 繰越金	金	1 繰越金	1

5 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	103
	2 雑 入	61,796
	債 入	55,000
6 県 債	1 県 債	55,000
歳 入	合 計	395,054

1 県 営 林 事 業 費	1 職 員 費	124,126
	2 保 育 事 業 費	129,995
	3 処 分 事 業 費	1,011
	4 公有林野分収造林事業費	100
	5 管 理 事 業 費	26,731
	2 公 債 費	1 公 債 費
歳 出	合 計	395,054

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県 営 林 事 業 費	55,000 千円	記書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10% 以内	借入年度から35年すえ置き、その後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	55,000			

平成10年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ359,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1 使 用 料	197,832 千円
			197,832

2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	132,150
		132,150
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
4 諸 収 入	1 雑 入	29,105
		29,105
歳 入 合 計		359,088

歳 出 款	1 事 業 費	1 事 業 費	238,479
			238,479
2 公 債 費	1 公 債 費	120,609	
		120,609	
歳 出 合 計		359,088	

平成10年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
 平成10年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,630千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,628
		1,628
2 繰 越 金	1 繰 越 金	40,861
		40,861
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	59,141
		59,139
	2 県 預 金 利 子 入	1
		1
歳 入 合 計		101,630

歳 出 款	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	101,630
			101,630
歳 出 合 計		101,630	

平成10年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
 平成10年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,179,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円
	1 負担金	926,706
2 使用料及び手数料		
	1 使用料	3
3 国庫支出金		
	1 国庫補助金	728,500
4 繰入金		
	1 一般会計繰入金	346,730
5 繰越金		
	1 繰越金	1
6 諸収入		
	1 雑収入	25,305

7 県 債		金 額
1 県 債		152,000
合 計		2,179,245

歳 出		金 額
1 流域下水道事業費		千円
	1 流域下水道建設事業費	1,188,436
2 公 債 費		
	1 公 債 費	268,762
合 計		2,179,245

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 費	千円 152,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

計	152,000
---	---------

平成10年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成10年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,264千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料		千円 24,471
		2 財 産 運 用 収 入	20
		2 財 産 売 払 収 入	176,771
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		24,000
			24,000

4 繰 越 金	1 繰 越 金	金額
5 諸 収 入	1 雑 入	1
6 県 債	1 県 債	40,000
歳 入	合 計	265,264

歳 出

1 事 業 費	1 事 業 費	金額
		千円 265,264
歳 出	合 計	265,264

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 40,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすること

				ができるものとする。
計	40,000			

平成10年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成10年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,786千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 94,328
	1 財 産 売 払 収 入	94,328
2 繰 入 金		28,426
	1 繰 越 金	28,426
3 諸 収 入		32
	1 雑 入	32
歳 入	合 計	122,786

歳 出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円 113,408
	1 県立学校農業実習費	113,408
2 予 備 費		9,378
	1 予 備 費	9,378
歳 出	合 計	122,786

平成10年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成10年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ319,910千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		千円 8,200
	1 国 庫 委 託 金	8,200
2 財 産 収 入		18,270
	1 財 産 売 払 収 入	18,270

3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	290,562
		290,562
4 諸 収 入	1 雑 入	2,878
		2,878
歳 入	合 計	319,910

歳 出	款	項	金 額
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費		319,910
			319,910
歳 出	合 計		319,910

平成10年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

平成10年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,700千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 分担金及び負担金			1,350
			1,350

2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,350
		1,350
歳 入	合 計	2,700

歳 出	款	項	金 額
1 中海地区新産業都市建設協議会市費	1 中海地区新産業都市建設協議会市費		2,700
			2,700
歳 出	合 計		2,700

平成10年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成10年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 163,411,000kWh
 - (2) 袋川発電所調査費 10,664千円
 - (3) 若桜発電所調査費 5,259千円
 - (4) 河原発電所調査費 5,979千円
 - (5) 賀祥発電所調査費 10,898千円
 - (6) 新規地点調査費 7,559千円
 - (7) 風力発電開発調査費 2,202千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 電気事業収益	2,387,400千円	第1款 電気事業費	2,361,029千円
第1項 営業収益	2,382,216千円	第1項 営業費用	1,671,823千円
第2項 営業外収益	5,184千円	第2項 営業外費用	689,206千円
(資本的支出)			

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的支出額659,722千円は過年度分損益勘定保留資金654,065千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,657千円で補てんするものとする。)

支 出	支 出
第1款 資本的支出	659,722千円
第1項 建設改良費	119,581千円
第2項 企業債償還金	540,141千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、351,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
- 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 615,373千円
(2) 交際費 819千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち60,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 60,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成10年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成10年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 25,600,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金50,000千円を借り入れる。

収 入		支 出	
第1款 工業用水道事業収益	762,223千円	第1款 工業用水道事業費	794,781千円
第1項 営業収益	533,468千円	第1項 営業費用	573,692千円
第2項 営業外収益	178,755千円	第2項 営業外費用	221,089千円
第3項 他会計からの長期借入金	50,000千円		
		出	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,190千円は過年度分損益勘定留保資金21,507千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,683千円で補てんするものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	193,210千円	第1款 資本的支出	220,400千円
第1項 企業債	149,000千円	第1項 建設改良費	196,299千円
第2項 建設助成金	44,200千円	第2項 企業債償還金 (企業債)	24,101千円
第3項 建設収入	10千円		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
工業用水道事業費に充て当てる	149,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、122,975千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 149,444千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成10年度鳥取県管理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成10年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 3.8ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 埋立事業収益 1,057,336千円	
第1項 営業収入 1,056,890千円	
第2項 営業外収益 446千円	

<p>第1款 埋立事業費</p> <p>第1項 営業費用 1,161,075千円</p> <p>第2項 営業外費用 1,161,065千円</p> <p>(資本的支出) 10千円</p> <p>第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額30,827千円は過年度分損益勘定留保資金30,827千円で補てんするものとする。)</p> <p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 資本的支出 30,827千円</p> <p>第1項 建設改良費 30,827千円</p> <p>(一時借入金)</p> <p>第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1) 職員給与費 14,846千円</p> <p>(たな卸資産の購入限度額)</p> <p>第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。</p> <p style="text-align: center;">平成10年度鳥取県営病院事業会計予算</p> <p>(総 則)</p> <p>第1条 平成10年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p>	<p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病 床 数 748床</p> <p>(2) 年間入院患者数 244,550人</p> <p>(3) 年間外来患者数 421,645人</p> <p>(4) 一日平均入院患者数 670人</p> <p>(5) 一日平均外来患者数 1,721人</p> <p>(6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 505,000千円 (収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 病院事業収益 15,122,118千円</p> <p>第1項 医業収益 13,108,301千円</p> <p>第2項 医業外収益 2,012,102千円</p> <p>第3項 特別収益 1,715千円</p> <p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 病院事業費用 15,736,599千円</p> <p>第1項 医業費用 15,251,267千円</p> <p>第2項 医業外費用 469,406千円</p> <p>第3項 特別損失 15,926千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,756千円は過年度分損益勘定留保資金103,756千円で補てんするものとする。)</p> <p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 資本的収入 3,300,041千円</p> <p>第1項 出 資 金 890,982千円</p> <p>第2項 他会計からの借入金 1,746,059千円</p>
--	---

第3項 企業債	663,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,403,797千円
第1項 建設改良費	701,375千円
第2項 企業債償還金	891,654千円
第3項 他会計からの借入金償還金	1,810,768千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	663,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,884,486千円
 - (2) 交 際 費 800千円
- (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

- (1) 縮院の共済費のうち追加費用に要する経費 382,116千円
- (2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 (たな卸資産購入限度額) 63,390千円

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,922,677千円と定める。
(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	頭・腹部血管造影装置	一 式
医療機器備品	心臓血管撮影画像処理装置	一 式